

横浜市立菊名小学校いじめ防止基本方針



平成26年3月14日 策定

令和6年3月改定

菊名小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月14日策定
令和6年3月改定

学校教育目標

「こころ ゆたかな きくなの子」

- 意欲的に問題解決学習をする子（知）
- 自分や相手を大切にする子（徳）
- 心と体の健康な子（体）
- まちを愛する子（公）
- 違いを認め合える子（開）

本校では、学校教育目標のもと、全教育活動を通していじめの未然防止及び防止に取り組み、いじめがある場合には適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要としている。

・いじめを防止するための基本的な方向性

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないという基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、基本的な方向性として以下の5つをあげる。

- ◆いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ◆児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ◆いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ◆いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、関係諸機関とも連携をとり解決にあたる。
- ◆学校と家庭が協力して事前・事後指導にあたる。

・学校いじめ防止基本方針の目的

- ★あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ★すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめはやってはいけないことであることを児童が十分に理解できるように指導する。
- ★いじめ問題に対しては、一人の教職員が抱え込むことなく、組織として対応する。
- ★いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こりうると思え、未然に防ぎ、発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係諸機関と連携し対策にあたる。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

・組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を設置。

・組織の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、関係職員

必要に応じて児童指導担当、養護教諭、心理や福祉の専門家、SC、SSW、外部の専門家の参加を求める。

・組織の運営・役割

- ★学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがあった段階で直ちに学校いじめ防止対策委員会を実施する。
- ★いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- ★いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ★いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ★いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などの対応を組織的に実施する役割。
- ★いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

・年間計画

- *いじめ防止対策委員会は毎月実施する。
- *保護者や児童との教育相談は随時実施する。
- *職員会議の日に児童の様子を職員間で共有し、課題を把握する。
- *必要に応じてコンサルテーションを実施して、学級風土づくりに生かす。

- 4月 組織の設置 メンバーの確認
担任引き継ぎ
「いじめ防止基本方針」、児童向けの「菊名小学校のきまり」職員向け「菊名小学校スタンダード」の読み合わせと確認・共通理解
毎月の生活目標の確認と指導の徹底等の確認
代表委員会で今年度のテーマと年間計画決定
学級懇談会
- 5月 特別支援委員会
縦割り活動の実施
「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施・教育相談
各学級の児童の状況を把握し、学級経営案に反映させる。
- 6月 学校運営協議会
- 7月 保護者個人面談
インターネット安心講座
Y-Pアンケート実施
Y-P支援検討会
横浜子ども会議（中学校ブロック）
職員研修（いじめ防止、自殺防止、児童理解等）
- 8月 横浜子ども会議、非行防止少年サミット
長期休業明け教育相談
- 9月 学級懇談会
- 10月 あいさつ運動、縦割り活動等の実施
人権教育全体会
- 11月 Y-Pアンケート実施
Y-P支援検討会
職員研修
いじめ解決一斉キャンペーン（全児童にアンケートを実施）・教育相談
- 12月 人権週間
いじめ防止月間
保護者個人面談
学校評価アンケート実施

2月 学級懇談会
学校運営協議会
今年度の状況のまとめと次年度に向けて基本方針の見直し

3月 児童の状況について引き継ぎ

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

◆いじめの未然防止

- ★善いこと、悪いことをきちんと判断し、責任を持って行動する力を身につけさせる。
- ★学校生活を営む上で必要な規範意識を育成する。
- ★世の中にはいろいろな考えを持っている人がいることを理解させる。
- ★子どもの社会的スキル横浜プログラムを活用して社会的スキルの育成を図る。
- ★見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。
- ★教育課程に学び合い活動を位置づけ、自己有用感を育む。
- ★自他の生命の尊重など、豊かな心を育む。
- ★特別な教育的支援を必要とする児童への対応を組織的に行う。

◆早期発見・早期対応

- ★「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。
- ★教育相談やアンケートを実施する。
- ★休み時間や放課後などを利用し児童から情報を収集する。
- ★スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。
- ★横浜市総合リハビリテーションセンターや地域療育センター等と連携をする。

◆適切な対処・措置

- ★いじめは絶対に許さないという「毅然とした粘り強い指導」を推進する。
- ★本人や周辺からの聞き取りを重視し、状況を適確に把握し迅速に初期対応をする。
- ★いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ★カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。

◆研修

- ★YPアセスメントシート等を活用し児童理解研修を推進する。
- ★人権研修の資料等を活用し、いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実を図る。
- ★リハセンター、療育センター、通級指導教室と連携し研修を実施する。

◆学校運営協議会

- ★いじめ問題などを保護者、地域等と共有して対応を図る。
- ★自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気づくことのできる親になれるよう啓発する。
- ★いけないことをしたときには「叱れる親に」がんばったときには「ほめることのできる親に」を意識させる。
- ★子どもたちを地域の宝として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から見守られているという安心感を持たせる。

4 重大事態への対処

【報告】

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

【児童・保護者への報告】

- ・いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 その他

- ・必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。